

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する訓令

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程（平成26年鹿屋市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項、第25条第5項並びに第33条第1項及び第6項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別表第1中水道事業収益の項を次のように改める。

水道事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		給水収益		水道料金、量水器使用料
		受託工事収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		その他営業収益		
			材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料等の販売代金
			手数料	証明手数料、材料検査手数料等
			雑収益	上記以外の営業収益
	営業外収益			金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息及び配当金		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		他会計補		収益的支出を負担することを目

		助金		的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		補助金		収益的支出を負担することを目的とする補助金
		他会計負担金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金
		長期前受金戻入		府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			補助金	償却資産の取得又は改良に充てた補助金に係る対象償却資産の減価償却見合い分
			他会計負担金	償却資産の取得又は改良に充てた負担金に係る対象償却資産の減価償却見合い分
			受贈財産評価額	償却資産に係る受贈財産の評価額の減価償却見合い分
			寄附金	償却資産の取得又は改良に充てた寄附金に係る対象償却資産の減価償却見合い分
			工事負担金	償却資産の取得又は改良に充てた工事負担金に係る対象償却資産の減価償却見合い分

			その他長期前受金	
		引当金戻入益	退職給付引当金戻入益	退職給付引当金として計上した引当金の額が、引き当てるべき額を上回った場合に戻入する金額
			その他引当金戻入益	
		雑収益		
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		長期前受		

		金戻入		
		その他特別利益		

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。